

## 1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定により設置する消防用設備等について、その設置に関する指導基準及び消防法施行令第32条又は和歌山市火災予防条例第45条の規定を適用する場合の基準を定めることを目的とする。

## 2 用語

この基準に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「法」とは、消防法をいう。
- (2) 「令」とは、消防法施行令をいう。
- (3) 「規則」とは、消防法施行規則をいう。
- (4) 「条例」とは、和歌山市火災予防条例をいう。
- (5) 「建基法」とは、建築基準法をいう。
- (6) 「建基令」とは、建築基準法施行令をいう。
- (7) 「電設基準」とは、電気設備に関する基準を定める省令をいう。
- (8) 「JIS」とは、産業標準化法第17条第1項の規定による日本産業規格をいう。
- (9) 「検定協会」とは、日本消防検定協会をいう。
- (10) 「安全センター」とは、財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- (11) 「防災センター等」とは、消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。
- (12) 「耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号に規定するものをいう。
- (13) 「準耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (14) 「防火構造」とは、建築基準法第2条第8号に規定するものをいう。
- (15) 「不燃材料」とは、建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。
- (16) 「準不燃材料」とは、建築基準法施行令第1条第5号に規定するものをいう。
- (17) 「難燃材料」とは、建築基準法施行令第1条第6号に規定するものをいう。
- (18) 「防火設備」とは、建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- (19) 「特定防火設備」とは、建築基準法施行令第112条第1項に規定するものをいう。
- (20) 「防火戸」とは、建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。

### 凡例

この基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

無印：法令基準

☆：法令基準＋指導基準

◇：指導基準

## 3 運用上の留意事項

- (1) この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、法令基準以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見等を踏まえ附加した行政指導も含まれていること。
- (2) 行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力により実現されるものであること。

(3) 行政指導事項等については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡が生じないように配慮すること。